

## 第4号議案

### 令和2年度役員等の選任について（案）

会則第7条第1項に定める令和2年度役員 及び 情報セキュリティ監査基本方針4（1）イに定める情報セキュリティ監査統括責任者については、以下のとおりとする。

| 役 職             | 団 体  | 所 属        | 職名 | 氏 名   | 任 期                                |
|-----------------|------|------------|----|-------|------------------------------------|
| 会 長             | 愛知県  | 総務局        | 局長 | 横井 篤史 |                                    |
| 副会長             | 春日井市 | 総務部情報システム課 | 課長 | 木下 三郎 | 令和2年<br>4月1日<br>～<br>令和3年<br>3月31日 |
|                 | みよし市 | 政策推進部広報情報課 | 課長 | 城 千穂子 |                                    |
| 監 事             | 新城市  | 総務部情報システム課 | 課長 | 尾澤 潤三 | 令和2年<br>4月1日<br>～<br>令和3年<br>3月31日 |
|                 | 武豊町  | 企画部企画政策課   | 課長 | 近藤 千秋 |                                    |
| 情報セキュリティ監査統括責任者 | 東郷町  | 企画部企画情報課   | 課長 | 木本 清彦 |                                    |

人事異動や組織改編等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

#### 〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

##### （役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

－以下略－

##### （役員の職務）

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

〈参考〉情報セキュリティ監査基本方針

1～3 略

4 監査の実施

(1) 監査組織

ア 略

(ア)～(エ) 略

イ 情報セキュリティ監査統括責任者

(ア) 略

(イ) 情報セキュリティ監査統括責任者は協議会の幹事会で協議を行い、幹事会構成員の中から選任し、総会において承認を得ることとする。

なお、協議会の最高情報統括責任者と兼務してはならない。

(ウ) 略

－以下略－